I.インボイス制度早わかりQ&A

Q1 インボイス制度とは?

2023年10月1日からスタートする、事業者が納める**消費税額の計算に関する新たなルール**です。消費税の納税額の計算は「売上時に預かった消費税－仕入や経費で支払った消費税」(原則課税)が原則ですが、受け取った請求書や領収書が**インボイス(＝適格請求書等)**でないと、その分の消費税を差し引けなく(仕入税額控除を受けられなく)なります。

Q2 インボイス(＝適格請求書等)とは?

従来の請求書や領収書に**「登録番号」**や**「税率ごとに区分した消費税額」**などを記載したものです。登録番号をもらうには、国税庁に**インボイス制度への登録申請**をして「適格請求書発行事業者」になる必要があります。

▶インボイス制度の登録申請・開始スケジュール

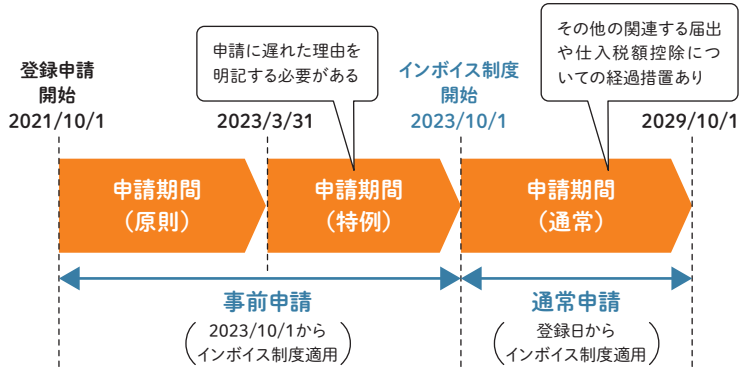

Q3 どんな事業者もインボイス制度への登録が必要?

いいえ、任意です。選択している消費税額の計算方法や取引先との関係性などによって、登録しないほうがトクな事業者もいます。ただし、**個人事業主も含め、登録しないと不利益を被る事業者のほうが多いと予想されます。**

Q4 受け取った請求書や領収書が適格請求書の要件を満たしていないとどうなる?

原則課税(Q1参照)を採用している場合、適格請求書でないと仕入税額控除を受けられなくなるため、**納税額がその分増えます。**一方、簡易課税(P.22)を選択している事業者や免税事業者(P.20)は影響を受けません。

Q5 発行した請求書や領収書が適格請求書の要件を満たしていないとどうなる?

Q4のとおり、請求書を受け取る側(売上先)が原則課税を採用している場合、消費税の納税額が増えることになるため、**取引を打ち切られる**可能性があります。

制度を理解して、登録申請すべきかどうかの判断が大切!

Contents

【巻頭】
- Ⅰ.インボイス制度早わかりQ&A ……2
- Ⅱ.インボイス制度「登録」判定シート ……4

Part 1 誰がどのように納めている?
インボイス制度の基礎となる消費税の仕組み ……13

001 インボイス制度を知る前に必要な消費税の基本知識 ……14
002 消費者はじつは消費税を納税していない ……16
003 消費税の納税義務は前々年度と特定期間の課税売上高で判断する ……18
004 新規開業者の原則1年目は届け出なければ免税事業者となる ……20
005 消費税の納税額の計算方法は「原則課税」「簡易課税」から選択 ……22
006 現在の請求書・領収書の形式は2023年9月で終了する ……24
Column 輸出入品の消費税について ……26
Column 海外ではインボイス制度が当たり前 ……28

Part 2 新ルールで何が変わる?
押さえておきたいインボイス制度の基本 ……29

007 仕入税額控除の新ルール インボイス制度 ……30
008 インボイス制度の請求書には3つのタイプがある ……32
009 インボイス制度の登録申請を「する」「しない」は事業者の任意 ……34
010 インボイス発行事業者になると国税庁のサイトに登録・公表される ……36
011 免税事業者からの仕入は事業者の納める消費税額が増える ……38
012 免税事業者のままだと取引を打ち切られる可能性大 ……40
013 飲食店やタクシー等の領収書も“適格”でなければ控除できない ……42
014 仕入税額控除に適格請求書や適格簡易請求書が不要なケース ……44
015 農協、漁協、森林組合はインボイス制度の対象外 ……46
016 インボイス制度の開始スケジュールと必要な準備 ……48
Column 加速化する電子インボイスへの流れ ……50

Part 3 Q&Aでわかる
インボイス制度への対応の判断ポイント ……51

017 免税事業者が“適格”になると消費税の納税義務はいつから発生? ……52
018 適格請求書発行事業者の申請をしないほうがいい事業者もいる? ……54
019 適格請求書発行事業者は必ず適格請求書を発行しなければならない? ……56
020 受け取った適格請求書が本物かどうかは簡単に確認できる? ……58
021 電子で受け取った適格請求書の保存方法の手間は? ……60
022 クレジットカード払いや請求書のない自動引き落としはどうなる? ……62
023 免税事業者が課税事業者になると棚卸資産の扱いで損をする? ……64
024 インボイス制度が導入されると経理はどれくらい複雑になる? ……66
025 個人事業主やフリーランスの確定申告にはどんな影響が出る? ……68
Column 白色申告の人はまずは青色申告への移行を ……70

Part 4 必要な書類とルールの理解

適格請求書発行事業者になるための手続き …… 71

026 適格請求書発行事業者の登録方法と提出期限 …… 72
027 「適格請求書発行事業者の登録申請書」の記載ポイント …… 74
028 免税事業者は登録日による“2年しばり”に注意 …… 76
029 免税事業者に戻るときは提出済みの書類で手続きが異なる …… 78
030 簡易課税を選択するなら併せて手続きを行う …… 80
031 個人事業主が旧姓や屋号を公表するには別途手続きが必要 …… 82
032 新規開業者が登録申請するときの手続きと注意 …… 84
033 個人事業主が死亡して事業承継したときの手続き …… 86
Column 登録国外事業者はインボイス制度の登録申請不要 …… 88

Part 5 複雑になる事務処理を軽減

簡易課税を選択した場合のメリット・デメリット …… 89

034 経理の負担増を避けるなら簡易課税を選択する …… 90
035 仕入先に免税事業者が多ければ簡易課税の選択で双方にメリット …… 92
036 簡易課税の届出では事業区分がポイントになる …… 94
037 簡易課税の事業区分（みなし税率）は国税庁のフローチャートで判断 …… 96
038 一つの事業で複数の事業区分に該当する場合の処理ルール① …… 98
039 一つの事業で複数の事業区分に該当する場合の処理ルール② …… 100
040 棚卸資産が多い場合は簡易課税にするか慎重な判断が必要 …… 102
041 多額な設備投資に合わせて簡易課税から原則課税へ戻す選択も …… 104
042 調整対象固定資産等の購入から3年間は簡易課税を選択できない …… 106
Column 税込経理と税抜経理への影響 …… 108

Part 6 原則課税の事業者は特に注意

インボイス制度で変わる経理のルール …… 109

043 適格請求書発行事業者になる経理部門・担当者の心得 …… 110
044 原則課税で仕入税額控除を受けるには発行側も控えの保存が必要に …… 112
045 適格請求書に誤りがあっても受け取り側での修正は認められない …… 114
046 消費税の端数処理のルールが統一される …… 116
047 適格簡易請求書には税込／税抜金額を混在できない …… 118
048 インボイス制度の手間の軽減には電子データによる取引が有効 …… 120
049 適格請求書の扱いに気をつけたい事業者間の立替払いの精算 …… 122
050 消化仕入では、仕入明細書等に売手側の登録番号を記載する …… 124
051 返品によって返金する場合は適格返還請求書の発行が必要 …… 126
052 適格請求書と適格返還請求書はひとまとめにしてもOK …… 128
053 税率の異なる商品の一括値引きは適格簡易請求書で処理する …… 130
054 委託販売での適格請求書は販売者の代理交付が認められている …… 132
055 委託販売では代理交付のほかに媒介者交付特例による発行もできる …… 134
056 1年間の消費税額の計算方法は割戻しと積上げの方式から選択 …… 136
057 課税売上高95%未満などの事業者の仕入税額控除の計算方法 …… 138
Column 不動産賃貸業では簡易課税がお勧めの理由 …… 140

● 索引 …… 141

消費者はじつは消費税を納税していない

消費税を納めるのは消費者ではなく事業者

消費税を負担するのは消費者ですが、国に税金を納める「手続き」部分を担うのは事業者です。消費者がモノやサービスの対価として支払っている消費税は、事業者が一時的に預かり、最終的には納税義務者として国に納税します。

製造業者と小売業者間の取引など、事業者同士の取引についても各過程で消費税がかかります。ただし、これは売手が価格に消費税を上乗せして順送りしているだけで（「転嫁」といいます）、最終的にはやはり消費者が負担することになります。

この**転嫁の過程で二重、三重に重ねて消費税を課税しないように、各事業者は売上にかかる消費税額から、仕入れにかかる消費税額を差し引いた額を納税**します。

右図の例でみると、この差し引きが行われない場合、原材料製造業者から小売業者まで、それぞれが受け取った消費税（①～④）の合計は24,000円になります。最終的に消費者が負担した消費税は10,000円ですから、消費税をとりすぎていることがわかります。

一方、税が重複しないように差し引きすると、小売業者は消費者から預かった10,000円の消費税から、仕入れにかかった7,000円の消費税を差し引いた3,000円を納税。同様に卸売業者が2,000円、完成品製造業者が3,000円、原材料製造業者が2,000円を納税することになります。

そして、これらの消費税額を合計すると10,000円となり、**消費者が負担する消費税額と一致**することになります。

消費税の負担と納付の流れ

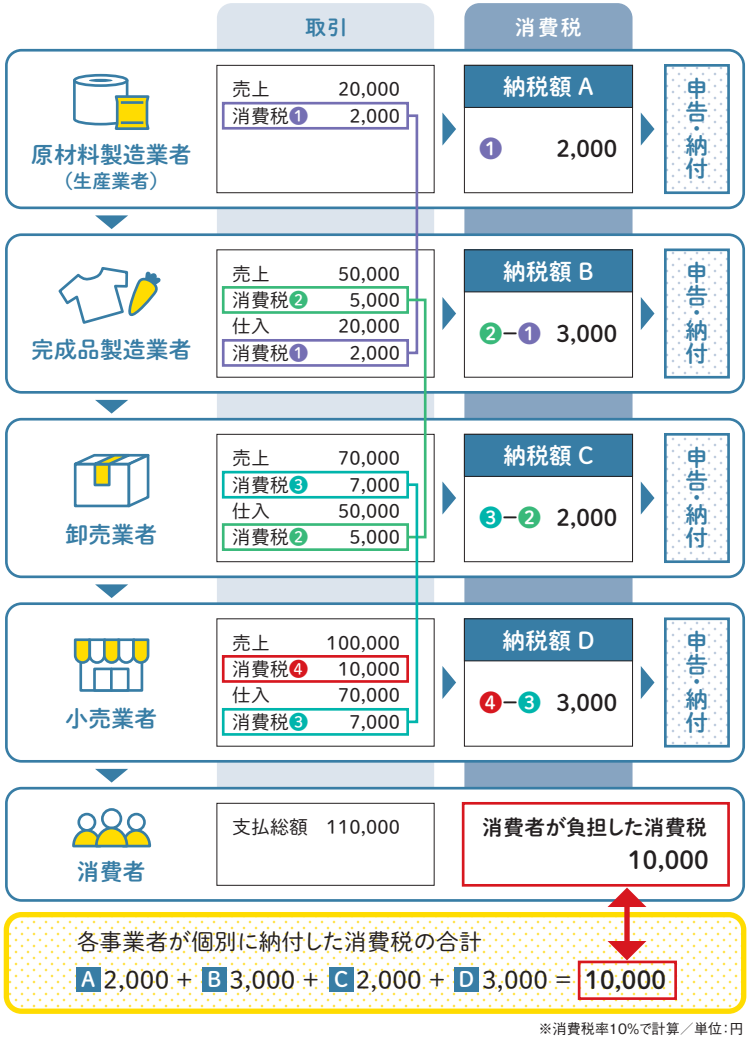

※消費税率10%で計算／単位：円

出典：国税庁サイト「消費税のあらまし」を参考に作成

まとめ

- □ 消費税を負担するのは消費者、納税義務者は事業者
- □ 生産や流通の過程で重複して課税されない仕組みがある

インボイス制度の請求書には3つのタイプがある

適格請求書、適格簡易請求書、適格返還請求書

前項でインボイス制度の正式名称は「適格請求書等保存方式」であるとお話ししました。**インボイスとは、この適格請求書のことで、“適格”とは、法律で定められた資格（要件）を満たしていること**を指します。つまり、インボイス制度のルールに則った請求書や領収書等の発行・保存が適格請求書等保存方式ということになります。

では、適格請求書はどんな要件を満たす必要があるのでしょうか。前提として、適格請求書を発行するには、税務署に適格請求書発行事業者の登録申請をしなくてはなりません(P.34 参照)。そのうえで、従来の区分記載請求書（P.24 参照）の項目に加え、**「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」「登録番号」を記載**します。

ただし、小売業や飲食業、タクシー業など不特定多数の人と取引をする事業者には、これよりももっとシンプルな**「適格簡易請求書（簡易インボイス）」**の発行が認められています。簡易インボイスでは「書類の交付を受ける事業者の氏名または名称」が省略できます。レシート（領収書）を想定してもらえればわかりやすいでしょう。また、適格請求書では必要となる税率と消費税額の記載がどちらか１つでよいことになっています。

このほか、一度売り上げた商品が返品されたときや、売上割引、販売奨励金などが発生したときに発行する**「適格返還請求書（返還インボイス）」**があります。返品や値引きなどの年月日を「○月中」や「○月○日～○月○日」のように、一定期間まとめて記載することが認められています。

適格請求書に必要な記載事項

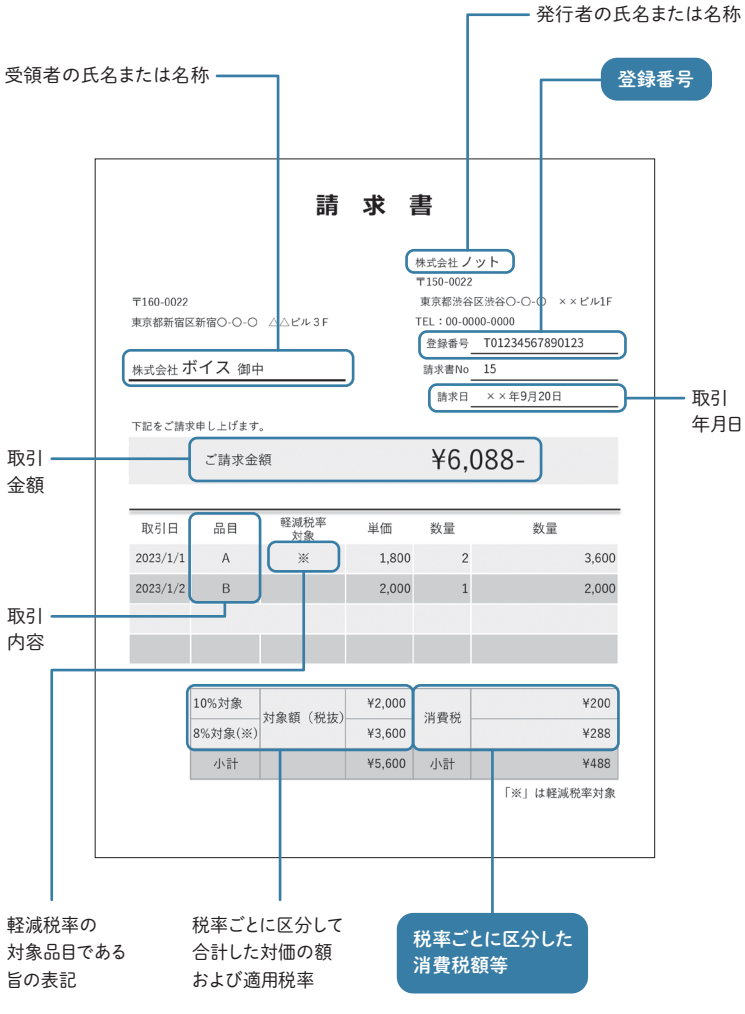

まとめ

- □ 不特定多数の人と取引をする業種は「適格簡易請求書」でOK
- □ 割引、返品、販売奨励金には「適格返還請求書」を発行

適格請求書発行事業者の申請をしないほうがいい事業者もいる？

消費税の納税負担と事務手続き増を考慮して判断

売上先（買手）が適格請求書を望むのは、原則課税（P.22 参照）で仕入税額控除を受ける場合に必要だからです。見方を変えれば、売上先が原則課税でないところばかりであれば、売手側が適格請求書発行事業者になる意味はなくなります。

BtoB では、適格請求書を必要とするところが多いでしょう。もちろん、**売上先がすべて簡易課税**（P.22参照）**を採用していれば、適格請求書発行事業者になる必要はありません。**しかし、原則課税のところが一社でもあれば、その会社との取引は停止になる可能性があります。また、新規顧客を開拓するような場合にも不利になることは否めません。

一方、売上先が一般消費者中心の飲食店や小売店、タクシー業など **BtoC 事業者では、適格請求書発行事業者の登録申請をするかどうかは各事業の実態で判断**します。たとえば、高級レストランや料亭など、会社の接待などで利用されることが多ければ、適格請求書発行事業者になるかどうかの検討が必要です。

逆に同じ飲食店でも、立ち食い蕎麦屋のような業態の場合、適格請求書（適格簡易請求書）を求められることはほとんどないでしょう。さらに免税事業者であれば、むしろ適格請求書発行事業者になると、益税（P.30 参照）を得られなくなるぶん損をします。

このように登録申請するか否かは、**適格請求書を発行できない場合にどれくらい売上や利益に影響するかを中心に、経理作業の負担や将来展望なども考え合わせて判断**しましょう。

「適格請求書発行事業者に登録するメリット」判定チャート

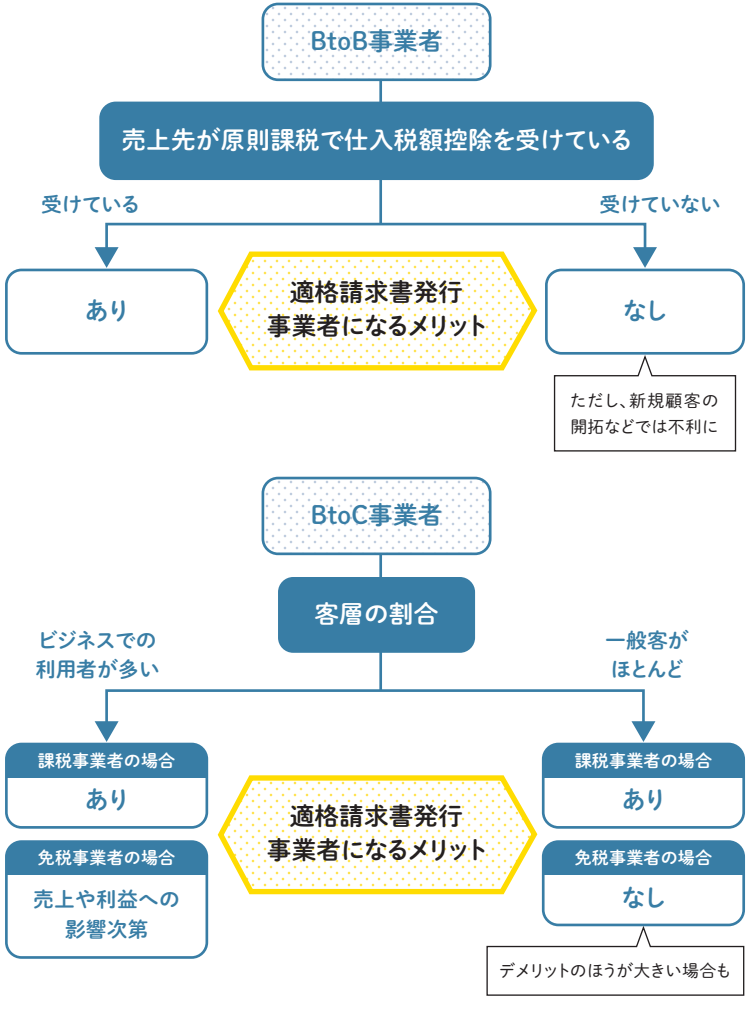

まとめ

- □ 取引先がBtoBか、BtoCかで判断が分かれる
- □ 免税事業者は益税がなくなり消費税の納税義務が発生する

「適格請求書発行事業者の登録申請書」の記載ポイント

2022年4月の消費税法改正で申請書の書式に変更あり

「適格請求書発行事業者の登録申請書」（国内事業者用）の書式は個人事業主も法人も共通です。2枚用紙があり、1枚目は住所・所在地、納税地、氏名等を記載するほか、現在（消費税の）課税事業者か免税事業者かをチェックします。前記「納税地」は、個人なら自宅住所、法人は本店または主たる事務所の所在地となるため、通常は「同上」と記載します。なお、法人は「氏名又は名称」「所在地」は必ず登記情報と一致させること。法人番号の記入も必要です。

2枚目は、1枚目でチェックした免税事業者か、課税事業者かで記入欄が異なります。免税事業者の記入では、まず**2023年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受ける**場合は通常、右図❶にチェックします。すでに「消費税課税事業者（選択）届出書」を提出している、あるいは登録申請書と一緒に提出する人が、**課税期間の初日から適格請求書発行事業者の登録を受ける**場合（P.84参照）には、右図❷にチェックします。たとえば、免税事業者の個人事業主が2023年末までは今までどおり免税事業者として過ごし、消費税課税事業者選択届出書を提出して2024年1月1日（課税期間の初日）から適格請求書発行事業者の登録を希望するような場合には右図❷にチェックします。

課税事業者の記入については「はい」「いいえ」に答えるだけです。そのうちの「納税管理人」は、海外在住で国内に住所のない個人事業主や、本社や事務所が国内にない法人などの代わりに納税義務を果たす人のことですから、ほとんどの人は「いいえ」となります。

「適格請求書発行事業者の登録申請書」の記載ポイント

※この申請書は2023年9月30日までに申請する場合の書式です。

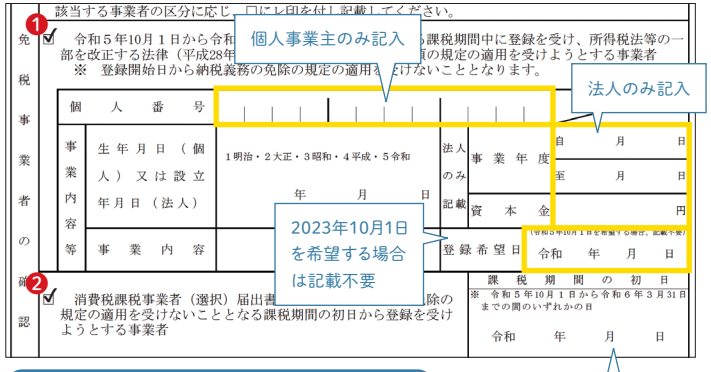

用紙ではなく、e-Taxからも登録申請できる
（e-Taxを初めて利用する人は「利用者識別番号の取得」など事前準備が必要）

免税事業者の個人事業主が課税事業者を選択して、2024年からの登録を希望する場合は、「令和6年1月1日」と記載

適格請求書発行事業者の登録に必要な書類一覧

登録内容			提出書類		個人事業主	法人
適格請求書発行事業への登録			適格請求書発行事業者の登録申請書		○	○
オプション	簡易課税を選択		消費税簡易課税制度選択届出書（P.80参照）		○	○
オプション	適格請求書発行事業者公表サイトへの掲載	屋号を公表	適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書（P.82参照）		○	−
オプション	適格請求書発行事業者公表サイトへの掲載	所在地を公表	適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書（P.82参照）		○	−
オプション	適格請求書発行事業者公表サイトへの掲載	外国人の通称や旧姓を併記して公表	適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書（P.82参照）	住民票の写し	○	−

まとめ

□ 申請書の用紙は共通だが、個人事業主と法人、免税事業者と課税事業者で記載内容や記載欄に違いがある

仕入先に免税事業者が多ければ簡易課税の選択で双方にメリット

簡易税制は免税事業者との関係の持続化にも有効

前項のとおり、簡易課税を選択すると、適格請求書と区分記載請求書を区別せずに済みます（P.14 の非課税取引や不課税取引の区別も不要）。言い換えれば、取引先が適格請求書発行事業者かどうかを気にする必要がありません。そこには免税事業者も含まれます。

原則課税では、免税事業者から仕入れた場合、適格請求書を発行してもらえないため、その分、消費税を余計に納めることになります。しかし、**簡易課税では、「売上時に預かった消費税額（＝自分が請求した消費税額）×みなし仕入率」で仕入控除税額を計算するため、仕入先が免税事業者であってもなくても同じ**です。よって、免税業者からの仕入について値下げしてもらうなど、仕入条件を見直す必要がなくなります。

免税事業者にとっては、取引条件が変わらないのであれば、適格請求書発行事業者に無理になる必要がなくなるため、益税を得られるメリット（P.30 参照）をすべて手放さずに済みます。単純計算で約８～10％の利益が減少するという死活問題ともいえる痛手を被らずに済みます。

このようにお互いにメリットがあるので、**簡易課税を選択した場合には、その情報を積極的に仕入先にも知らせましょう。**知らずに適格請求書発行事業者になってしまうと、原則、登録日から２年後の日付が属する課税期間の末日まで免税事業者に戻れません（P.76 参照）。逆に適格請求事業者になるか迷っている免税事業者は、登録申請する前に取引先が原則課税なのか確認しましょう。

簡易課税を選択すると、仕入先が課税事業者でも免税事業者でも同じ扱いに

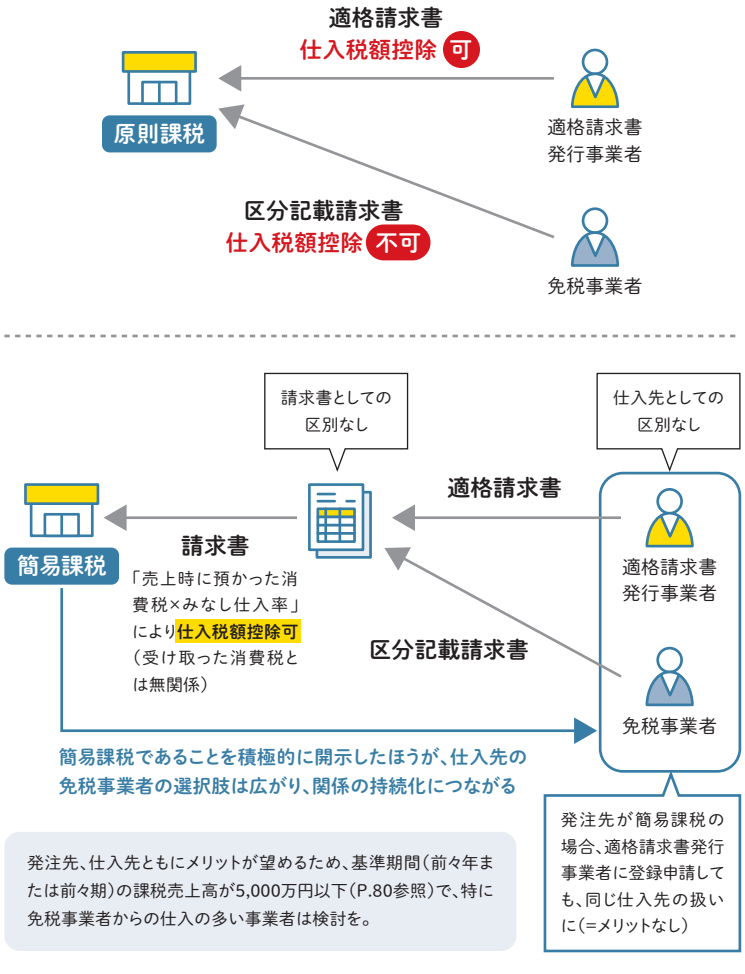

発注先、仕入先ともにメリットが望めるため、基準期間（前々年または前々期）の課税売上高が5,000万円以下（P.80参照）で、特に免税事業者からの仕入の多い事業者は検討を。

まとめ

- □ 簡易課税を選択したら、仕入先にも積極的に知らせる
- □ 簡易課税と免税事業者の組み合わせは、双方にメリットがある

消費税の端数処理のルールが統一される

端数処理は適格請求書1枚あたり、税額別に1回だけ

インボイス制度の導入によって、消費税の端数処理のルールが統一されます。

これまでは消費税の計算で生じた小数点以下の端数処理については、「品物や項目ごとの消費税額（右図❶）」**「請求書単位で税率ごとに合計した売上金額をもとに計算した消費税額（右図❷）」**のいずれかに対して行っていました。しかし、2023年10月1日のインボイス制度開始後は、**❷の端数処理の方法で統一**されます。すなわち、請求書の税率ごとに1回の処理で済ませるということです。

そのため、現在、❶の計算方法で品目や項目ごとに消費税額の端数処理を行っている場合は、適格請求書発行事業者になるタイミングに合わせて請求システムを変える必要があります。**計算方法の違いによって、消費税額が違ってきます。**

また、毎日納品を行う事業者が、日々の納品書と月に1回に発行する請求書を組み合わせて適格請求書としているなど、**複数の書類を組み合わせて適格請求書の要件を満たしているケースでは**（P.62、124参照）**、1日分の納品書ごとに端数処理**することができます。

取引量や取引回数がよほど多くない限り、❶から❷に計算方法の変更をし忘れても、消費税額の違い自体はわずかです。しかし、❶の計算方法による請求書では、相手は仕入税額控除が行えないため、気づいた時点で請求書を再発行しなければならなくなります。日々、請求書を発行するような業種では、膨大な数の請求書を再発行しなければならなくなるため、くれぐれも注意しましょう。

端数処理方法の違いによる請求金額の違い

❶個々の商品ごとに消費税額を計算（その都度端数処理）

インボイス制度開始後はNG！

請求書

株式会社〇〇御中

〇年〇月〇日
株式会社△△
登録番号:
T1111111111111

※は軽減税率対象

日付	品名	単価	数量	税抜金額	消費税額	
10/1	タマネギ※	49	142	6,958	556	← 556.64を端数処理
10/1	ニンジン※	78	77	6,006	480	← 480.48を端数処理
10/2	ビール	249	72	17,928	1,792	← 1792.8を端数処理
10/5	割り箸	327	7	2,289	228	← 228.9を端数処理
		8%対象計		12,964	1,036	
		10%対象計		20,217	2,020	

❷税率ごとに税抜金額を合計後、消費税額を計算

インボイス制度開始後はこちらで一本化！

請求書

株式会社〇〇御中

〇年〇月〇日
株式会社△△
登録番号:
T1111111111111

※は軽減税率対象

日付	品名	単価	数量	税抜金額	消費税額	
10/1	タマネギ※	49	142	6,958	—	
10/1	ニンジン※	78	77	6,006	—	
10/2	ビール	249	72	17,928	—	
10/5	割り箸	327	7	2,289	—	
		8%対象計		12,964	1,037	← 1037.12を端数処理
		10%対象計		20,217	2,021	← 2021.7を端数処理

まとめ

□ 消費税額の端数処理は1請求書あたり、各税率の合計額に1回行うルールで統一